

富士国有林の地域別の森林計画書

(富士森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

関東森林管理局

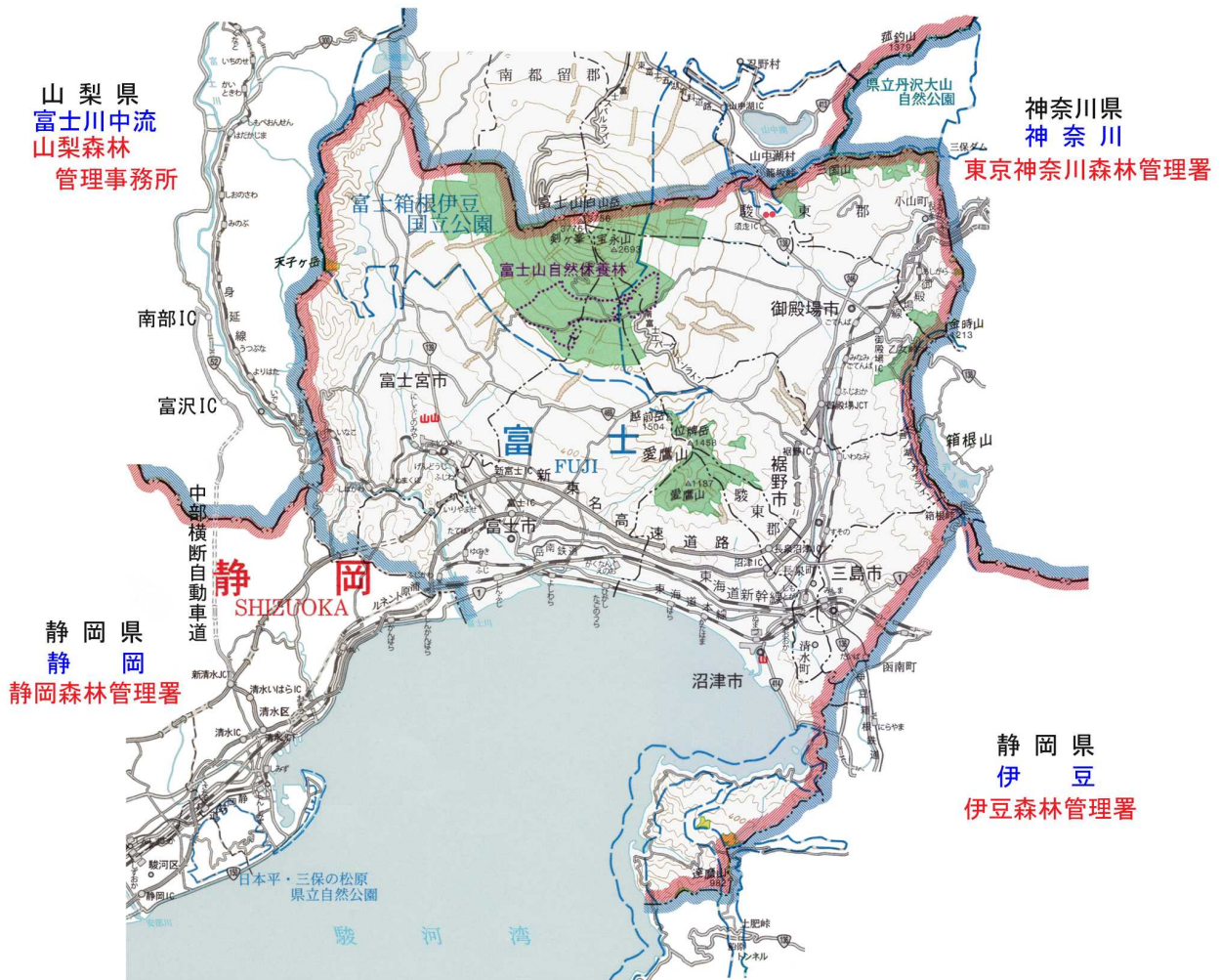
富士国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、富士森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。







この計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

富士森林計画区的位置図



凡 例	
	森 林 管 理 署 界
	森 林 計 画 区 界
	国 有 林
	官 行 造 林 地
	森 林 事 務 所
	治 山 事 業 所

目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・ 9
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・ 9
 - (1) 森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・・ 12
 - 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第3 森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）・・・・・・ 13
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 3 間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 保育の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・ 20
 - (2) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 22
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準
及び作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法・・ 22
 - (4) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 6 森林施業の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針・・・・ 23
 - (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・ 23

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	23
(5) その他必要な事項	23
第4 森林の保全に関する事項	24
1 森林の土地の保全に関する事項	24
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	24
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	26
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(4) その他必要な事項	26
2 保安施設に関する事項	27
(1) 保安林の整備に関する方針	27
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	27
(3) 治山事業の実施に関する方針	27
(4) その他必要な事項	27
3 鳥獣害の防止に関する事項	28
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
(2) その他必要な事項	28
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	29
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	29
(3) 林野火災の予防の方針	29
(4) その他必要な事項	29
第5 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	31
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	34
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	34
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	34
(3) 実施すべき治山事業の数量	35
第6 その他必要な事項	36
1 保安林その他制限林の施業方法	36
2 その他必要な事項	44
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	45
別表2 鳥獣害防止森林区域	57
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	58
別表4 指定施業要件における伐採の方法	60
別表5 自然公園区域内における森林の施業	61
別表6 砂防指定地等の森林の施業	62

附属参考資料

1	森林計画区の概況	63
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	63
(2)	地況	63
(3)	土地利用の現況	64
(4)	産業別生産額	64
(5)	産業別就業者数	65
2	森林の現況	66
(1)	齢級別森林資源表	66
(2)	制限林普通林別森林資源表	71
(3)	市町村別森林資源表	72
(4)	制限林の種類別面積	74
(5)	樹種別材積表	76
(6)	荒廃地等の面積	76
(7)	森林の被害	76
3	林業の動向	77
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	77
(2)	林業事業体等の現況	77
(3)	林業労働力の概況	78
(4)	林業機械化の概況	78
(5)	作業路網等の整備の概況	78
4	前期計画の実行状況	79
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	79
(2)	間伐面積	79
(3)	人工造林及び天然更新別面積	79
(4)	林道の開設及び拡張の数量	79
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	80
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	81
(1)	森林より森林以外への異動	81
(2)	森林以外より森林への異動	81
6	森林資源の推移	82
(1)	分期別伐採立木材積等	82
(2)	分期別期首資源表	83

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、静岡県^{静岡県}の東部に位置し、富士川^{富士川}広域流域^{広域流域}に属している。世界文化遺産^{世界文化遺産}に登録された富士山^{富士山}の南面に広がる森林^{森林}を含み、優れた自然景観^{自然景観}をもつ世界的な観光地^{世界的な観光地}として、森林や自然^{自然}にふれあえる保健休養^{保健休養}の場を提供している。東は神奈川県^{神奈川県}の神奈川森林計画区^{神奈川森林計画区}、西は静岡県森林計画区^{静岡県森林計画区}及び、山梨県^{山梨県}の富士川中流森林計画区^{富士川中流森林計画区}、南は伊豆森林計画区^{伊豆森林計画区}及び駿河湾^{駿河湾}、北は山梨県^{山梨県}の山梨東部森林計画区^{山梨東部森林計画区}にそれぞれ接し、沼津市^{沼津市}、裾野市^{裾野市}、御殿場市^{御殿場市}、富士市^{富士市}、富士宮市^{富士宮市}、三島市^{三島市}の6市と、小山町^{小山町}、長泉町^{長泉町}、清水町^{清水町}の3町を包括している。

当計画区の総面積^{総面積}は139千haで静岡県面積^{静岡県面積}の18%を占めている。また、森林面積^{森林面積}は79千haで、うち国有林^{国有林}は17千haであり、森林面積^{森林面積}の21%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区は、富士火山帯^{富士火山帯}に属する富士山^{富士山} (3,776m)、愛鷹山^{愛鷹山} (1,188m)、金時山^{金時山} (1,212m) 等の火山団地^{火山団地}及び南西部^{南西部}の丘陵等^{丘陵等}から成り、富士山地域^{富士山地域}、愛鷹山地域^{愛鷹山地域}、明神峠^{明神峠}・大洞山^{大洞山}地域^{大洞山地域}、金時山地域^{金時山地域}に大別され、これらの独立した火山地帯^{火山地帯}に国有林^{国有林}の大部分は属している。富士山地域^{富士山地域}は、富士山南面^{富士山南面}一帯^{一帯}の地域である。

我が国の最高峰^{最高峰}である富士山^{富士山}は、静岡^{静岡}、山梨^{山梨}県境^{県境}を跨ぎ、成層火山^{成層火山}に多くみられる独立峰^{独立峰}であり富士火山帯^{富士火山帯}の主峰^{主峰}である。富士山体^{富士山体}の南東部^{南東部}には、宝永大噴火^{宝永大噴火}で誕生した宝永山^{宝永山} (2,693m) があり、西側斜面^{西側斜面}には現在も崩落^{崩落}を続けている大沢崩れ^{大沢崩れ}がある。

愛鷹山地域^{愛鷹山地域}は、北から南東に越前岳^{越前岳} (1,504m)、呼子岳^{呼子岳} (1,313m)、位牌岳^{位牌岳} (1,457m)、袴腰岳^{袴腰岳} (1,248m)、愛鷹山^{愛鷹山}等の諸峰^{諸峰} (火山) が連なっている。

これら諸峰^{諸峰}の集合体^{集合体}の総称^{総称}として愛鷹山^{愛鷹山}と呼ばれ、形成^{形成}は富士山^{富士山}より古く、侵食作用^{侵食作用}によって既に原形^{原形}は失われつつあるが、円錐形火山^{円錐形火山}特有^{特有}の輪郭^{輪郭}を保っている。

明神峠^{明神峠}・大洞山^{大洞山}地域^{大洞山地域}は、神奈川県^{神奈川県}にある西丹沢山塊^{西丹沢山塊}に接し、東から不老山^{不老山} (928m)、世附峠^{世附峠}、明神峠^{明神峠}、三国山^{三国山} (1,328m) へ連なる稜線^{稜線}が静岡^{静岡}、神奈川県境^{神奈川県境}となり、さらに西には大洞山^{大洞山} (1,383m) が連なり静岡^{静岡}、山梨^{山梨}県境^{県境}となっている。

金時山^{金時山}地域^{金時山地域}は、箱根火山^{箱根火山}の外輪山^{外輪山}の西側^{西側}に位置し、北から南西^{南西}にかけて金時山^{金時山}、乙女峠^{乙女峠}が連なり、丸岳^{丸岳} (1,156m) の東部^{東部}、長尾峠^{長尾峠}等を結ぶ稜線^{稜線}が静岡^{静岡}、神奈川県境^{神奈川県境}となっている。

これらの山系^{山系}は、地域^{地域}の特徴的な景観^{特徴的な景観}を形成^{形成}している。特に富士山^{富士山}は山体^{山体}だけではなく文化的な価値^{文化的な価値}も評価^{評価}されている。また、地域固有^{地域固有}の生物群集^{生物群集}や希少な野生生物^{希少な野生生物}の生息地^{生息地}も多いことから、自然環境^{自然環境}の維持・保全^{維持・保全}が求められており、都市近郊^{都市近郊}に位置する森林^{森林}については、生活環境^{生活環境}を良好な状態^{良好な状態}に保全^{保全}する機能^{機能}や、森林とふれあう場の提供^{提供}が期待^{期待}されている。

(イ) 水系

当計画区の水系は、高橋川^{たかはしかわ}、赤淵川^{あかぶちがわ}、滝川^{たきがわ}等、愛鷹山麓や富士山麓から流下する支川と、富士山大沢崩れから流下する潤井川^{うるいがわ}が合流して駿河湾に注いでいる。また、富士山の豊富な湧水は、柿田川^{かきたがわ}を始めとする富士山の湧水群の源となっている。

明神峠・大洞山地域に位置し、富士山の東部や北西部の県境を源とする鮎沢川^{あゆさわがわ}は、当計画区内を東流し、神奈川県に入り酒匂川^{さかわがわ}に合流して相模湾に注いでいる。

金時山地域に位置し富士山の南東部、箱根山の西部、愛鷹山南東部を源とする各河川は、黄瀬川^{きせがわ}に合流、さらに伊豆半島を源とする狩野川^{かのがわ}に合流し駿河湾に注いでいる。

これら水系の下流域は、各都市部の生活用水を始め、工業・農業用水の水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

富士山は、古富士火山を基盤として洪積世に入ってから新たに形成された成層火山であり、富士山の噴出物は溶岩が最も多く、溶岩質は玄武岩で流動性に富むため、遠くまで溶岩流を流下している。

愛鷹山は、複輝石玄武岩、普通輝石安山岩の溶岩と碎屑物で構成されている。火山活動が早くに止まったため、侵食作用が進み放射状の溪谷に刻まれている。

箱根山はカルデラ火山であり、当計画区はその西側の外輪山が位置し、その大部分は古期外輪山溶岩、輝石安山岩の溶岩流と多量の火山碎屑物で構成されている。

箱根山が形成された時期より遅い時期にその北部斜面で噴火した金時山は、安山岩の碎屑物と多少の溶岩流からなる険しい成層火山である。

(イ) 土壌

当計画区の土壌は、火山の影響を強く受けており、地形的条件が異ならない限り母材料が近似するため、ほぼ似たような性質を持つものと考えられる。

また、太平洋沿岸に接する高標高地帯に位置するため、風衝地が多く山頂付近はこのような環境を反映したと思われる土壌が多く見られる。

富士山地域は、山麓の緩傾斜地には安定した黒色土又は黒色土と褐色森林土との中間的な深い土壌が見られる。一方、富士火山の噴火が新しいため、土壌の生成が不完全なところも多い。また、火山灰を母材とした壤土、砂壤土が多く、傾斜が緩やかなことと母材料の関係で物理性、科学性ともに不良である。また、富士山特有の丸尾^{まるび}と呼ばれる溶岩地帯が多く、表土が極めて浅く、全くない箇所も見られる。

一般に土壌が未熟であり低温のため、腐植の分解速度が低く化学性も不良である。また、宝永山の噴出物が大量に降下した東面の仁杉、木ノ根坂、北山国有林は、火山砂と称される砂礫に覆われ完全な土壌となっていない。

愛鷹山地域の土壌は、安山岩、火砕流等を母材とし、壤土が多く概ね中庸な深さを有している。愛鷹山も富士山と同様、独立峰で太平洋に面しており、気象の影響が強く、南及び南西方向からの常風を受けるため、やや乾性である。また、褐色森林土が広く分布しているが、その多くが火山灰を母材としている。そのため、土壌の粒径が一様で空隙が少なく、乾燥しているため腐植の生成が不十分であり、物理性、化学性ともに不良である。

しかし、東側の地域は、常風の影響も少なく、地形的条件にも恵まれており、物理性、化学性とも比較的良好である。

明神峠・大洞山地域の土壌は、宝永山の噴出物である火山砂、火山礫が混交した土壌で、腐植の混入は少ないが地形が急峻なため葡行土、崩積土が多く、物理性は比較的良好である。また、適潤性褐色森林土、適潤性黒色土が広く分布し、尾根筋に乾性褐色森林土や乾性黒色土が現れる。

金時山地域の土壌は、愛鷹山と母材料、地形、土壌等が類似している。また、南西風の影響を受けて土壌は乾燥し、特に尾根筋は顕著である。適潤性褐色森林土、適潤性黒色土が多いが、尾根筋では乾性褐色森林土や乾性黒色土が分布している

ウ 気候

当計画区の気候は、年平均気温は15℃、年間降水量は1,900～2,900mm程度であり、比較的温暖で降水量が豊かなため森林の生育に適した条件となっているが、富士山の影響による気象の変化が著しく、富士山から大洞山、三国峠付近までの高標高域では冬季に積雪がある。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約8千haで立木地面積の58%を占め、樹種別にはスギ4%、ヒノキ59%、カラマツ6%、ウラジロモミ19%、その他12%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級(1～20年生)が4%、Ⅴ～Ⅷ齢級(21～40年生)が13%、Ⅸ齢級以上(41年生～)が83%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

標高1,300m以下にヒノキ、1,300mから1,800m付近までカラマツやウラジロモミを植栽しているが、広葉樹が侵入し混交林化している林分もある。

富士山地域では、富士ヒノキのブランド材として、安定した供給が期待されるが、ニホンジカ、ツキノワグマによる剥皮被害が確認されている。特にニホンジカの被害は全域にわたることから、地域関係者と連携した計画的かつ効率的なシカ対策を進めているところである。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約6千haで立木地面積の42%を占めている。天然林の分布は、富士山地域が標高1,800m以上に多く、針葉樹はカラマツ、ウラジロモミ、広葉樹はブナ、カンバ類、カエデ類の割合が高い。その他の地域は、おおよそ900m以上に分布し、針葉樹はウラジロモミ、コメツガ、広葉樹はブナ、ミズナラ等から構成される針広混交林が多い。これらブナ等からなる広葉樹林と、コメツガ、トウヒ、シラベ等からなる亜高山帯の針葉樹林は、良好な状態を維持しており、美しい自然景観を形成している林分が多い。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は920千人で、静岡県人口の25%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が2%、第2次産業が34%、第3次産業が60%（産業の分類不能が4%）で、第3次産業の比率が高く、第1次産業の比率が低くなっている。（平成27年国勢調査による）。

イ 土地の利用状況

当計画区内の土地面積139千haのうち、森林は77千haで55%を占めており、森林率は県平均の64%に比べ低くなっている。また、農地は土地面積の11%を占めている。

富士山、愛鷹山、箱根山の山麓は人工林を主体とした森林のほか、農地が広がっており、南部や駿東の平坦地は、宅地や工業地帯として利用されている。

ウ 交通網

当計画区南側に、東海道新幹線、東名・新東名高速道路が東西に横断し、各種流通産業に大きな役割を担っている。それらと平行するようにJR東海道本線と国道1号線が走り、それにつながる国道、県道等が南北に交通網を形成している。

港湾は、海上交通の要として発展した田子の浦港、漁獲量が豊富な沼津港等が整備され、地域物流の拠点や商業施設等、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

エ 地域産業の概況

当計画区を代表する富士山麓では、ヒノキの生産を主体とした林業や、林業用苗木の生産が盛んであり、平坦地では露地野菜や施設園芸、傾斜地では果樹園や茶畑、富士西麓地帯では酪農、養豚、養鶏等、多様な農業経営が行われている。また、駿河湾の豊かな資源を活用した漁業や水産加工等の第1次産業が多岐にわたって行われている。

第2次産業では、国内有数の生産地となっている紙・パルプ産業やエレクトロニクス、バイオテクノロジーを始めとする先端技術産業が盛んである。

第3次産業では、医療、福祉、運輸業等が発展しているが、富士山世界文化遺産を取り巻く宿泊施設や観光施設による経済効果も大きく、新たな需要創出も期待されている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区は、静岡県でも有数な林業地である。特に、ヒノキは「富士ヒノキ」ブランド材として認知されており、新たな販路拡大を目指している。

素材生産は、国有林が率先して低コスト化に努め、主伐・再造林を推進している。素材生産量は、近年ほぼ横ばい状態で推移している。

スギ・ヒノキを主体とする林業用苗木の生産量は59万本で、造林用苗木の一大生産地としての役割を果たしており、コンテナ苗生産も取り組まれている。

特用林産物は生・干しいたけ、たけのこ、まいたけ等多様な品目の生産が行われている。計画区内には6つの森林組合があり、造林・保育・生産・販売・加工等の事業を通して地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（平成28年度～令和2年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和2年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収林の契約期間の延長等により計画を下回ることとなった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回ることとなった。

単位 材積：m³ 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	90,198	101,258 (1,202.74)	77,205	87,761 (776.00)

（2）人工造林及び天然更新別面積

皆伐跡地を新植により確実な更新を図るため、人工造林による更新を計画したが、搬出期間の延長に伴う新植時期の変更により、更新の一部を今期計画期間で行うこととした。そのため、人工造林の実行面積は計画を下回ることとなった。

天然更新については、当初、人工造林を計画していたが、有用広葉樹による更新が確実であり、多様な森林づくりを推進するため、天然更新を行った。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	184.11	—	110.91	1.50

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、森林整備を適期に行うために必要な路線について計画したが、既設林道の有効活用や、費用対効果を勘案した結果、簡易な森林作業道に変更して作設したため計画を下回った。

林道等の拡張については、大型台風による被災箇所への復旧を優先して実行した結果、計画を下回る事となった。

単位 開設：m 拡張：路線数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	26,633	33	5,788	8
うち林業専用道	26,633	—	5,788	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き切り（本数調整伐）については、森林の生育状況を考慮し実行を見合わせたことから、計画を下回る事となった。

保安施設については、大型台風により災害復旧施工箇所が増加し、計画していた地区で事業を実施できなかったことから、計画を下回る事となった。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	20	—	14	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととし、森林経営管理制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		14,836.22	
市 町 村 別 内 訳	沼 津 市	1,358.81	
	富 士 宮 市	6,550.15	
	富 士 市	1,870.16	
	御 殿 場 市	1,293.80	
	裾 野 市	1,029.90	
	長 泉 町	338.87	
	小 山 町	2,394.53	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び静岡森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による年齢構成の標準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を図る観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、適切に保育・間伐を実施するとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小又は分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施

設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物の移動のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	7,744.50	7,596.98
	育成複層林	639.60	645.30
	天然生林	5,593.23	5,631.48
森林蓄積 m ³ /ha		180	186

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和2年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1か所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1か所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による（法令等による制限がある場合はその範囲内）。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図ることとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。また、主伐に当たって、択伐・複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、群状

又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあっては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努めることとする。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 複層伐であって天然更新を行う場合は、確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。
- ・ 保残木の下層に人工植栽を行う場合の伐採率は、植栽する下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40%以上）を確保するため、20~50%を目安とする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施することとする。

a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種						
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	モミ ツガ	そ の 他 針 葉 樹	コ ナ ラ グ ヌ ギ	そ の 他 広 葉 樹
全 域	40	45	35	50	50	15	25

(注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを
含む。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第
10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制
限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、林地生産力の維持増進が図られる施業方法
によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとし、技術的合理性に基づき次により行うこととする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、造林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図ることとする。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用することとする。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施することとする。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業により更新を図る方法。
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法。
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)					間 伐 の 方 法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	25	35	(45)	(55)	(65)	○風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。 ○間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒ ノ キ	30	40	(50)	(60)	(70)	
マ ツ	30	40	(50)	(60)	—	
カラマツ	25	35	(45)	(55)	—	

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐							←————→			△			△		
ヒノキ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐							←————→			△				△	
アカマツ カラマツ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐							←————→			△			△		

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施にあたっては、現地の実態に応じて行うこととする。
- 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
- 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
- 4 実行に当たっては、次の点に留意することとする。
- (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
- (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。
- (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
- 5 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持(育成複層林にあっては、下層木の適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

具体的には、自然条件等に応じて、広葉樹の導入による針広混交林化等の育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあっては、

更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、伐区のモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び自然条件等に応じた長伐期化に努め、公益的機能の維持増進を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進することとする。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努めるとともに、森林レクリエーション施設と一体となった森林については、快適な森林空間の創出に努めることとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や、地形、地質、傾斜等の自然条件及び社会的条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進することとする。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	83	220
うち林業専用道	5	6

(注) 現状については、令和2年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう計画的に路網を整備することとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需用者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとする。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組むこととする。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地の設定等、引き続き民有林との連携を推進することとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考	
市 町 村	区域(林班)			(該当する保安林種等)	
沼 津 市 [西 浦]	401～412、(413)、(414) 415～431、(432)、 433～434、447～450	1,285.24	水源の涵養	水かん	1,285.24
	1～4				
	計	1,285.24			
富 士 宮 市 [白 糸]	1、2、4～8、10～15、 17～21、(22)、24～27、 (28)、29、30、32、33、 35～38、(39)、41～43、 45～68、(69)、70～73、 (74)、75～114、(115) 116、(117)、(122)、 123～126、(127)、 128～134、(135)、 136～150、152～155、 (156)、(157)、(159) 160、(161)、(162)、 164、(165)、(166)、 167、168、(169～172)、 (210)、246～266、(267) 284～291、(292)、 293～296、(297)、 298～300	6,448.45	水源の涵養 土砂流出の防備 砂防指定地	水かん 土流 砂防	6,393.94 47.11 15.46
	(1)				
	計	6,448.45			

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考 (該当する保安林種等)
市町村	区域(林班)			
富士市	173、(174)、176、 (177)、(178)、179、 180、(181～184)、 185、(186)、(187)、 188～191、193～199、 (200～202)、203、205		水源の涵養	水かん 1,848.18
	計	1,848.18		
御殿場市	460～463、466～469 (472～477)、(484)、 (485)、(501)、 561～582		水源の涵養	水かん 1,265.54
	計	1,265.54		
裾野市	(442)、(443)、 444～446、452、453、 456、457、459、 (464)、(465)、470、 (471)、478、(479)、 480～482、(483)		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん 752.29 土流 271.18
	計	1,024.45		
長泉町	(435)、436、437、 (438)、439～441、 (442)、(443)、451		水源の涵養	水かん 331.93
	計	331.93		
小山町	486～488、(489)、 490～492、(493)、 494、495、(496)、 497、(498)、(500) (505)、506～515、 518～525、(526)、 527、528、(529)、 530～551、553～560		水源の涵養	水かん 2,234.55
	計	2,234.55		
総数		14,437.36		

- (注) 1 市町村欄の [] は官行造林地である。
 2 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。
 3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略 称	正式名称
水かん	水源かん養保安林
土 流	土砂流出防備保安林
砂 防	砂 防 指 定 地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合には、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採とするよう努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図る。特に、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する制限と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じ、誘引狙撃等の銃器やくくりわなによる捕獲、防護柵（金網、ネットタイプ）の設置及び維持管理、センサーカメラを用いた生息状況調査等、計画的かつ効率的な獣害対策を推進することとする。

その際、地方公共団体等、関係機関と連携を図ることとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、伐区の林縁に生育するモミ等を支柱として活用しながら設置コストの抑制に努めることとする。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤の予防散布を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講ずることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

当計画区の国有林においては、富士山麓にニホンノウサギ、ノネズミ、ニホンツキノワグマ等の被害が発生していることから、樹木保護資材、忌避剤、殺鼠剤等による対策を効果的かつ効果的に行うこととする。また、地方公共団体など関係機関と連携し、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対策に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	496	471	24	232	220	12	263	251	11
うち前半 5 年 分	258	244	14	115	108	7	143	136	6

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	2,706
うち前半5年分	1,418

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	604	55
うち前半5年分	275	55

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考 林班
開設	総 数			23路線	55,527		29,640		
	自動車道	林業 専用道	沼津市	愛鷹山	3,300	61	3,300	1	424外
				愛鷹山支線	2,100	53	—	2	429外
				栗ノ木沢分線	1,130	31	—	3	2
			計	3路線	6,530	145	3,300		
			富士宮市	富士山西麓	7,830	336	—	4	258外
				広見東支線	3,500	80	3,500	5	267外
				六番	770	41	770	6	111外
				大沢第二	2,500	95	2,500	7	288外
				大沢支線	730	26	730	8	293外
				表富士 (二合目)	3,190	183	—	9	87外
				西白塚支線	4,820	199	4,820	10	162外
				吉原支線	920	41	920	11	171外
				計	8路線	24,260		13,240	
			富士市	西白塚	810	28	810	12	203外
				二番	2,540	48	2,540	13	203外
				大淵支線	650	20	650	14	202
				浅木塚支線	580	10	580	15	205
			計	4路線	4,580		4,580		
			御殿場市	深沢支線	2,290	57	2,290	16	573外
			計	1路線	2,290		2,290		
			裾野市	浅木塚	1,650	32	1,650	17	479外
			計	1路線	1,650		1,650		
			小山町	湯船第二支線	1,050	10	1,050	18	545外
				北山	377	6	—	19	518外
				乙女(乙女)	1,460	31	—	20	558外
				湯船支線	4,900	86	—	21	547外
				大洞支線	4,900	67	—	22	514外
			計	5路線	12,687		1,050		
	林道	富士宮市	白塚	3,530	257	3,530	23	99外	
計		1路線	3,530		3,530				

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長：m 面積：h a

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 林班
拡張	総 数			41路線	1,430		1,070		
	自動車道 (改良)	林道	沼津市	愛鷹(愛鷹)	45		20	408外	
				愛鷹 (池ノ平)	10		10	432外	
				愛鷹支線	65		65	426外	
				春山	10		10	408外	
				大沢	15		15	411外	
				大沢支線	25		25	412外	
			計	6路線	170		145		
			富士宮市	富士山 (北山)	120		90	117外	
				富士山 (上井出)	80		50	35外	
				富士山 (大宮)	45		20	106外	
				富士山 (大宮間伐)	40		20	164外	
				表富士 (二合目)	40		20	157外	
				広見	15		15	260外	
				広見東	60		60	267外	
				桜木	20		20	262外	
				桜木西	20		20	254外	
				栗ノ木沢支線	60		60	62外	
				深沢	20		20	248外	
			計	11路線	520		395		
			富士市	富士山 (大淵)	50		25	193外	
				丸尾	40		20	202外	
			計	2路線	90		45		
			御殿場市	乙女 (二子山)	35		20	581外	
				乙女 (深沢)	45		25	572外	
				乙女 (乙女)	20		20	564外	

※複数の位置(市町村)で拡張予定の林道は、路線の総数に重複して含まない。

単位 延長：m 面積：h a

拡張	自動車道 (改良)	林道	計	3路線	100		65		
			裾野市	愛鷹 (池ノ平)	20		—		443外
				愛鷹 (細野沢)	20		—		442外
				下和田	40		40		452外
				浅木塚	30		—		481外
			計	4路線	110		40		
			長泉町	モグラ上	20		20		441外
			計	1路線	20		20		
			小山町	湯船 (湯船)	45		25		541外
				湯船 (唯念寺)	35		35		536外
				湯船併用	30		30		536外
				湯船支線	25		25		546外
				乙女 (金時山)	45		20		554外
				乙女 (乙女)	15		—		559外
				大洞	20		20		511外
大野	20			20		528外			
仁杉	30			30		492外			
北山	25			25		520外			
大洞支線	20			20		509外			
計	11路線	310		250					
拡張	自動車道 (改良)	林業 専用道	富士宮市	広見支線	15		15		255
				桜木西	15		15		259
				上井出第二 支線	30		30		22外
			計	3路線	60		60		
			富士市	西臼塚	30		30		203外
			計	1路線	30		30		
			小山町	大洞第二 支線	20		20		505
			計	1路線	20		20		

※複数の位置（市町村）で拡張予定の林道は、路線の総数に重複して含まない。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	14,430.09	14,437.22	
水源涵養のための保安林	14,111.67	14,111.67	
災害防備のための保安林	318.29	318.29	
保健・風致の保存等のための保安林	4,448.26	4,448.26	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積	うち前 半5年 分	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）			
指定	総数（実面積）			9.77	9.77	
	水かん	計		9.77	9.77	水源のかん養
		小山町	490～493、 495～497	9.77	9.77	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		うち前半 5 年 分		
御殿場市	568	1	1	溪 間 工 山 腹 工	
小山町	491、492、495、496、518～ 520、523～525、530～536、 546～551	23	23	溪 間 工 山 腹 工 植 栽 工	
合 計		24	24		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		14,111.67	別表3、4 のとおり	
	沼津市	401～434、 447～450	1,285.24		保健林 221.63 国立特2 0.78 県自環特 221.63
	[西浦]	1～4			
	富士宮市	1、2、4～8、 10～15、17～22、 24～30、32、33、 35～39、41～43、 45～117、 122～150、 152～157、 159～162、 164～172、210、 246～267、 284～300	6,393.94		保健林 2,546.11 砂防指定 0.06 鳥獣特保 1,350.81 特史跡 1,459.73 国定特保 73.09 国立特1 559.52 国立特2 718.20 国立特3 1,137.64
	[白糸]	1			
	富士市	173、174、 176～191、 193～203、205	1,848.18	保健林 662.11 鳥獣特保 357.33 特史跡 357.33 国定特保 3.01 国立特1 58.75 国立特2 295.57 国立特3 181.53	
	御殿場市	460～463、 466～469、 472～477、484、 485、 501、561～582	1,265.54	保健林 275.74 鳥獣特保 94.83 特史跡 1.94 国立特1 40.32 国立特2 59.93 国立特3 208.02	

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
水かん	裾野市	442～446、452、 456、457、459、 464、465、470、 471、478～483	752.29	別表3、4 のとおり	保健林	316.02
					鳥獣特保	120.78
					特史跡	87.55
	長泉町	435～443、451	331.93		国立特1	25.71
					国立特2	61.84
					国立特3	42.44
					県自環特	7.22
	小山町	486～498、500、 505～515、 518～551、 553～560	2,234.55		保健林	83.98
					県自環特	68.77
					保健林	57.05
					鳥獣特保	246.38
					特史跡	155.47
					国立特保	26.79
					国立特1	92.11
					国立特3	68.74
					県自環特	204.91
土砂流出	総 数		318.29	別表3、4 のとおり		
	富士宮市	5、12、19、27、 35、46、52、62 68、74	47.11		保健林	14.31
					砂防指定	15.32
				鳥獣特保	14.31	
				特史跡	14.31	
				国立特保	1.80	
				国立特1	4.39	
				国立特2	8.12	
				国立特3	7.75	
	裾野市	452、453	271.18		保健林	271.18
					鳥獣特保	192.65
					国立特2	26.32
					県自環特	244.86

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
保健林	総数		4,448.26	別表3、4 のとおり		
	沼津市	447～450	221.63		水かん	221.63
					県自環特	221.63
	富士宮市	46～57、74～86、 91、96、100、104、 108、111、114、 117、122～150、 152～157、 159～162、 164～167、 169～172	2,560.55		水かん	2,546.11
					土砂流出	14.31
					砂防指定	2.63
					鳥獣特保	1,360.62
					特史跡	1,469.56
国立特保				74.89		
国立特1				563.91		
国立特2	721.82					
国立特3	445.47					
富士市	173、174、 176～187、195、 201	662.11	水かん	662.11		
			鳥獣特保	357.33		
			特史跡	357.33		
			国立特保	3.01		
			国立特1	58.75		
			国立特2	295.57		
			国立特3	181.53		
御殿場市	460～484、 562～567、 569～572、575、 576	275.74	水かん	275.74		
			鳥獣特保	94.83		
			特史跡	1.94		
			国立特1	40.32		
			国立特2	49.57		
国立特3	92.89					
裾野市	445、452、453、 459、464、465、 470、471、478、 483	587.20	水かん	316.02		
			土砂流出	271.18		
			鳥獣特保	313.43		
			特史跡	87.55		
			国立特1	25.71		
			国立特2	88.16		
			国立特3	42.44		
県自環特	252.08					
長泉町	437～441、451	83.98	水かん	83.98		
			県自環特	68.77		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
保健林	小山町	556～558	57.05	別表3、4 のとおり	水かん	57.05
					国立特保	26.79
					国立特1	30.26
砂防指定	総数		15.46	別表6 のとおり		
	富士宮市	5、12、19、27、 35、46、52、62、 68、74	15.46		水かん	0.06
					土砂流出	15.32
					保健林	2.63
					鳥獣特保	2.63
					特史跡	2.63
					国立特1	0.24
					国立特2	2.39
国立特3	2.68					
国立特保	総数		132.87	別表5 のとおり		
	富士宮市	74、122、172	101.26		水かん	73.09
					土砂流出	1.80
					保健林	74.89
					鳥獣特保	101.26
	富士市	201	3.01		水かん	3.01
					保健林	3.01
					鳥獣特保	3.01
特史跡				3.01		
小山町	500、556、557	28.60	水かん	26.79		
			保健林	26.79		
			鳥獣特保	1.71		
			特史跡	1.71		
国立特1	総数		826.29	別表5 のとおり		
	富士宮市	74、122、172	563.91		水かん	559.52
					土砂流出	4.39
				保健林	563.91	
				砂防指定	0.24	
				鳥獣特保	563.91	
				特史跡	563.91	

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
国立特1	富士市	201	58.75	別表5 のとおり	水かん	58.75
					保健林	58.75
					鳥獣特保	58.75
					特史跡	58.75
	御殿場市	484、499、 562～567、569	40.38		水かん	40.32
					保健林	40.32
					鳥獣特保	1.94
					特史跡	1.94
	裾野市	483	26.28		水かん	25.71
					保健林	25.71
					鳥獣特保	26.28
					特史跡	26.28
	小山町	500、556～558	136.97		水かん	92.11
					保健林	30.26
					鳥獣特保	106.70
					特史跡	106.70
国立特2	総数		1,182.47	別表5 のとおり		
	沼津市 [西浦]	1	0.78		水かん	0.78
	富士宮市	46～57、75～86、 123～130、134、 135	735.70		水かん	718.20
					土砂流出	8.12
					保健林	721.82
				砂防指定	2.39	
				鳥獣特保	735.70	
				特史跡	735.70	
	富士市	173、174、176、201	295.57		水かん	295.57
					保健林	295.57
					鳥獣特保	295.57
					特史跡	295.57
	御殿場市	571、572、 575～577	62.26		水かん	59.93
					保健林	49.57

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
国立特2	裾野市	453、483	88.16	別表5 のとおり	水かん	61.84
					土砂流出	26.32
					保健林	88.16
					鳥獣特保	88.16
					特史跡	61.84
国立特3	総数		1,678.38	別表5 のとおり		
	富士宮市 [白糸]	1、2、4～8、 10～12、58～67、 87～96、100、 104、108、111、 114、117、 131～133、 136～145、 156、157、 161～162、165、 166、169、170 1	1,154.15		水かん	1,137.64
					土砂流出	7.75
					保健林	445.47
					砂防指定	2.68
					特史跡	110.33
富士市	177～187	181.53	水かん	181.53		
			保健林	181.53		
御殿場市	484、501、 563～566、575、 576	217.29	水かん	208.02		
			保健林	92.89		
			鳥獣特保	101.52		
裾野市	459、483	42.85	水かん	42.44		
			保健林	42.44		
			鳥獣特保	33.64		
小山町	494、495、500	82.56	水かん	68.74		
			鳥獣特保	55.27		
			特史跡	72.40		
県自環特	総数		747.70	別表6 のとおり		
	沼津市	447～450	221.63		水かん	221.63
					保健林	221.63

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
県自環特	裾野市	452、453	252.08	別表6 のとおり	水かん	7.22
					土砂流出	244.86
					保健林	252.08
	長泉町	451	68.77		鳥獣特保	166.33
					水かん	68.77
					保健林	68.77
	小山町	515、521、522、 530～535	205.22		水かん	204.91
鳥獣特保	総 数		2,510.16	別表6 のとおり		
	富士宮市	46～57、74～86、 122～130、134、 135、172	1,400.87		水かん	1,350.81
					土砂流出	14.31
					保健林	1,360.62
				砂防指定	2.63	
				特史跡	1,400.87	
				国立特保	101.26	
				国立特1	563.91	
				国立特2	735.70	
	富士市	173～174、176、 201	357.33		水かん	357.33
					保健林	357.33
					特史跡	357.33
					国立特保	3.01
					国立特1	58.75
					国立特2	295.57
	御殿場市	484、499	103.46		水かん	94.83
					保健林	94.83
					特史跡	1.94
					国立特1	1.94
					国立特3	101.52

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
鳥獣特保	裾野市	453、483	314.41	別表6 のとおり	水かん	120.78
					土砂流出	192.65
					保健林	313.43
					特史跡	88.12
					国立特1	26.28
					国立特2	88.16
					国立特3	33.64
					県自環特	166.33
	小山町	500	334.09		水かん	246.38
					特史跡	161.54
					国立特保	1.71
					国立特1	106.7
					国立特3	55.27
特史跡	総数		2,164.87	別表6 のとおり		
	富士宮市	46～57、74～86、 91、96、100、104、 108、111、114、 117、122～130、 134、135、172	1,511.2		水かん	1,459.73
					土砂流出	14.31
					保健林	1,469.56
				砂防指定	2.63	
				鳥獣特保	1,400.87	
				国立特保	101.26	
				国立特1	563.91	
				国立特2	735.7	
				国立特3	110.33	
	富士市	173、174、176、 201	357.33		水かん	357.33
					保健林	357.33
					鳥獣特保	357.33
					国立特保	3.01
					国立特1	58.75
					国立特2	295.57
	御殿場市	484、499	1.94		水かん	1.94
					保健林	1.94
					鳥獣特保	1.94
					国立特1	1.94

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
特 史 跡	裾野市	483	88.12	別表6 のとおり	水かん	87.55
					保健林	87.55
					鳥獣特保	88.12
					国立特1	26.28
					国立特2	61.84
	小山町	494、495、500	206.28		水かん	155.47
					鳥獣特保	161.54
					国立特保	1.71
					国立特1	106.70
					国立特3	72.40

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水源かん養保安林	国立特保	国立公園特別保護地区
土砂流出	土砂流出防備保安林	国立特1	国立公園第1種特別地域
保 健 林	保健保安林	国立特2	国立公園第2種特別地域
砂防指定	砂防指定地	国立特3	国立公園第3種特別地域
鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
特 史 跡	特別史跡名勝天然記念物		

2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		14,693.89	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼津市	計	1,272.19	
	401～412 全		
	413 い1～に		
	414 い1～わ		
	415～431 全		
	432 い～る		
	433、434 全		
	447～450 全		
富士宮市	計	6,511.46	
	1、2 全		
	4～8 全		
	10～15 全		
	17～22 全		
	24～30 全		
	32、33 全		
	35～39 全		
	41～43 全		
	45～73 全		
	74 い～る、ハ、ニ		
	75～116 全		
	117 い1～る		
	122 い～ち、ロ～ニ		
	123～126 全		
	127 い～は4		
	128～134 全		
	135 い～は		
	136～150 全		
	152～155 全		
	156 い～ら2		
	157 い～た		
	159 い1～た		
	160 全		
	161 い～イ		
	162 い～れ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
富士宮市	164 全 165 い～ね 166 い～か 167、168 全 169 い1～ふ、ロ～チ2 170 い～ま、ロ～ニ 171 い～イ、ハ、ホ 172 い～り 210 い1～ろ2、ロ～ホ 246～266 全 267 い1～ぬ 284～296 全 297 い～ロ 298～300 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
富士市	計	1,870.16	
	173 全 174 い 176 全 177 い～へ 178 い～と 179、180 全 181 い～く 182 い1～ろ 183 い～ほ 184 い～ち 185 全 186 い～わ 187 い～ぬ 188～191 全 193～200 全 201 い～る 202、203、205 全		
御殿場市	計	1,293.33	
	460～463 全 466～469 全 472 い～ね 473 い～る		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
御殿場市	474 い～よ 475 い～ら 476、477 全 484 い～く 485 い～る 501 い～と 561～582 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
裾野市	計	1,029.90	
	442 い1、い2、は 443 い 444～446 全 452、453 全 456、457 全 459 全 464 い～は 465 い～ち、ロ 470 全 471 い～ほ、ニ、ホ 478 全 479 い～は 480～482 全 483 い～う		
長泉町	計	338.87	
	435 い～ね 436、437 全 438 い～り 439～441 全 442 ろ1～ろ4、に 443 ろ～わ 451 全		
小山町	計	2,377.98	
	486～488 全 489 い～へ 490～492 全 493 い～ロ 494、495 全 496 い～は		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
小山町	497 全 498 い～ほ 500 い～や 501 ち、り 505 い～イ 506～515 全 518～525 全 526 い1～と 527、528 全 529 い～ほ2 530～551 全 553～560 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		4,385.73	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼 津 市	計	221.63	
	447～450 全		
富 士 宮 市	計	1,923.08	
	4 い3		
	5 い1～へ1		
	10 は1		
	11 い、ろ		
	12 い～は、ほ		
	17 は1		
	18 ろ、は3		
	19 に～ほ2		
	22 ち		
	24 い1		
	25 い1、ほ		
	27 ろ、は		
	32 い1、ほ		
	33 い1		
	35 ろ、は		
	39 い1、ろ2、ろ4、は		
	43 ろ1		
	46～57 全		
	58 い、ろ1		
	59 全		
	60 い1、ろ		
	61 ろ		
	62 全		
	63 い、ろ		
	64 い2、ろ		
	65 い～は1		
	66 い		
	68 い、ち1、ち2		
	74 い～る、ハ、ニ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
富士宮市	75～87 全 88 い 89 い、は、に 90 全 91 い～り 92 い～は 93 い、は1、に、ほ 94 い、ろ、に 95 い、は 96 全 97 ち 98 ろ3、へ 100 全 101 い3、へ1、り1 102 い、ほ 104 い、ろ1 105 ぬ、わ1 106 い1 108 い、ろ、に1 109 は、ほ、ち 111 い～は、ぬ1、そ 112 ろ1、は 114 い、ろ、へ1、わ1、れ1 115 い1 117 い1～い3、へ1、と1 122 い～ち、ロ～ニ 123 い～は 124 い、ろ 125 全 126 い～ほ 127 い～は4 128 い～は 129、130 全 134 い～は 135 い～は 152 ほ1、へ6 159 い3 164 と1		施業方法については、 II-第3-4 -(1)-イのとおり

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
富士宮市	168 全 169 い2、い5、は、ち、か、そ、む、ま 172 い～り 248 い13、に1 251 い5 254 い3、ろ1 257 い3、は1、に1、ほ 261 ち 262 ろ1 265 ろ8、は、へ 266 い1、ろ1		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
富士市	計	658.36	
	173 全 174 い 176 全 182 い2 184 ち 185 ち～か 186 へ～ぬ 187 い～ち 189 全 193 り 201 い～る 203 ろ～ほ、ち～よ		
御殿場市	計	194.79	
	484 い～く 501 へ、と 562 ほ 563 ほ 564 ほ 565 ほ 566 ち 567 に 569 に		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
裾野市	計	536.06	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	452 い～は、り、る、わ、う		
	453 全		
	459 い、ろ、に		
	464 い～は		
	470 ろ、は		
	478 い、ろ		
	483 い～う		
長泉町	計	68.77	
	451 全		
小山町	計	783.04	
	494、495 全		
	500 い～や		
	501 ち、り		
	515 全		
	520 に2、ほ、と		
	521 全		
	522 い		
	524 に3		
	525 は2～ち		
	526 ほ、へ		
	527 ろ～へ		
	528 は		
	529 ほ1、ほ2		
	530 は2、は5～ほ2		
	531 は1～に		
	532 い		
	533 と～ち2		
	534 い～は		
	535 い、ろ、ほ		
540 い～は			
556 は、に			
557 ろ、に			
558 い			

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		6,998.30	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼津市	計	221.63	
	447~450 全		
富士宮市	計	3,598.26	
	1、2 全		
	4 い1、い2、ろ~は2		
	5 い2~は、へ2、と		
	6~8 全		
	10 い、ろ、は2~ほ2、		
	11 い、は		
	12 い、ろ、に		
	13 ~15 全		
	20 ~22 全		
	46 ~61 全		
	62 は~と		
	63 ~67 全		
	74 い~る、ハ、ニ		
	75 ~96 全		
	100 全		
	104 い、ろ2~ほ2		
	108 い~は、に2~へ		
	111 い~り、ぬ2~れ、つ		
	114 い~ほ、へ2~る、わ2~た、れ2		
	117 い1~ほ、へ2、と2~る		
	122 い~ち、ロ~ニ		
	123~126 全		
	127 い~は4		
	128~134 全		
	135 い~は		
	136~150 全		
	152 い~に、ほ2~へ5		
	153~155 全		
	156 い~ら2		
	157 い~た		
	159 い1、い2、ろ~た		
	160 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
富士宮市	161 い～イ 162 い～れ 164 い1～ろ2、ろ4～ろ9、は1～へ、と2、ち 165 い～ね 166 い～か 167、168 全 169 い1、い3、い4、ろ、に～そ、ね～ら、う1～ふ、 ハ～チ2 170 い～ち、ぬ、る、た～つ2、ニ 171 い、ろ2、ろ3、へ～む、の、く～あ、ハ 172 い～り		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
富士市	計	939.94	
	173 全 174 い 176 全 177 い～へ 178 い～と 179、180 全 181 い～く 182 い1～ろ 183 い～ほ 184 い～ち 185 全 186 い～わ 187 い～ぬ 189 全 193 り 195 全 201 い～る 203 ろ～ほ、ち～よ、イ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
御 殿 場 市	計	728.12	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	460～463 全		
	466～469 全		
	472 い～ね		
	473 い～る		
	474 い～よ		
	475 い～ら		
	476 全		
	477 い1、い3、は～イ		
	484 い～く		
	501 へ、と		
	562 ほ		
	563 ほ		
	564 ほ		
	565 ほ		
	566 は2、ち		
	567 に		
	569 に		
	570 ほ		
	571 と		
572 い			
575 い、ろ、に			
576 い			
577 ほ～ち			
裾 野 市	計	668.03	
	452 い～は、り、る、わ、う		
	453 全		
	459 全		
	464 い～は、		
	465 い～ち、ロ		
	470 全		
	471 い～ほ、ニ、ホ		
	478 全		
	479 い～は		
	483 い～う		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
長 泉 町	計	83.98	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	437 へ		
	438 ろ		
	439 へ		
	440 へ		
	441 は、に		
451 全			
小 山 町	計	758.34	
	494、495 全		
	500 い～や		
	501 ち、り		
	515 全		
	520 に2、ほ、と		
	521、522 全		
	524 に3、イ		
	525 は2～イ		
	526 ほ、へ		
	527 ろ～イ		
	528 は		
	529 ほ1、ほ2		
	530 は2、は5～ほ2		
	531 は1～に		
	532 い		
	533 と～ち2		
	534 い～は		
	535 い、ろ、ほ		
556 は、に			
557 ろ、に			
558 い			

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法

該当なし。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積
総数			14,835.75
市町村別内訳	沼津市 [西浦]	ニホンジカ 401～434、447～450 1～7	1,358.81
	富士宮市 [白糸]	ニホンジカ 1～2、4～8、10～15、17～22、 24～30、32、33、35～39、41～43、 45～117、122～150、152～157、 159～162、164～172、210、 246～267、284～300 1	6,550.15
	富士市	ニホンジカ 173、174、176～191、193～203、 205	1,870.16
	御殿場市	ニホンジカ 460～463、466～469、472～477、 484、485、501、561～582、	1,293.33
	裾野市	ニホンジカ 442～446、452、453、456、457、 459、464、465、470、471、 478～483	1,029.90
	長泉町	ニホンジカ 435～443、451	338.87
	小山町 [小山町]	ニホンジカ 486～498、500、501、505～515、 518～551、553～560 4～6、8	2,394.53

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>

別表5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長(国定公園、都県立自然公園にあつては知事)は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表6 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「静岡県砂防指定地管理条例」（平成15年静岡県条例第35号）及び同施行規則（平成15年静岡県規則第25号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物 （特別史跡名勝天然 記念物含む）	「文化財保護法」（昭和25年法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号） 県指定のものについては、「静岡県文化財保護条例」（昭和36年静岡県条例第23号）及び同施行規則（昭和40年静岡県教育委員会規則第1号）による。
都道府県自然環境 保全地域特別地区	「静岡県自然環境保全条例」（昭和48年静岡県条例第9号）及び同施行規則（昭和48年静岡県規則第49号）による。

附 属 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積				森林比率 ②/① ×100	
		総数 ②	国有林（林野庁） 計画対象内	国有林 （林野庁外）	民有林		
総 数	138,721	76,965	14,837		61,383	56	
市 町 村 別 内 訳	沼津市	18,696	9,386	1,359	—	8,027	50
	富士宮市	38,908	25,027	6,550	121	18,357	64
	富士市	24,495	12,033	1,870	—	10,163	49
	御殿場市	19,490	10,117	1,294	543	8,280	52
	裾野市	13,812	8,531	1,030	81	7,420	62
	三島市	6,202	2,320	—	—	2,320	37
	長泉町	2,663	1,053	339	—	714	40
	小山町	13,574	8,405	2,395	—	6,010	62
	清水町	881	92	—	—	92	10

- (注) 1 区域面積は、「令和元年静岡県土地利用」による。
民有林面積は、「静岡県森林計画課調べ」による。
2 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。
3 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最 高 降雪量 (cm)	主風の方 向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
富 士	35.2	-3.0	16.7	2,268	—	北北西	
御 殿 場	34.0	-6.9	13.6	2,986	—	南南西	
三 島	36.5	-4.3	16.8	1,981	—	東南東	
白 糸	—	—	—	2,243	—	—	

- (注) 1 「気象庁気象統計情報」（2015年～2019年）の平均値による。
2 主風の方角は、最多風向による。
3 「—」は、観測データなし。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			その他	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数	138,721	76,965	15,257	5,309	9,948	44,214	14,930
市 町 村 別 内 訳	沼津市	18,696	2,546	532	2,014	6,764	2,450
	富士宮市	38,908	4,094	1,056	3,038	9,787	2,707
	富士市	24,495	3,318	930	2,388	9,144	4,174
	御殿場市	19,490	2,147	1,470	677	7,226	1,820
	裾野市	13,812	894	325	569	4,387	1,005
	三島市	6,202	1,051	326	725	2,824	1,151
	長泉町	2,663	330	68	263	1,280	609
	小山町	13,574	777	541	236	4,392	643
	清水町	881	100	61	38	689	371

- (注) 1、2 農地の数値は、「令和元年静岡県土地利用」による。
 3 農地総数には果樹園が含まれるため田と畑の計とは一致しない。
 4 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	漁 業			
総 数	4,380,459	36,234	23,167	759	12,308	2,039,981	2,304,244	
市 町 村 別 内 訳	沼津市	818,935	15,310	3,371	82	11,858	211,965	591,659
	富士宮市	771,025	11,173	10,725	125	323	512,066	247,786
	富士市	1,163,272	3,744	3,613	106	25	571,434	588,094
	御殿場市	405,237	1,257	1,187	69	—	154,622	249,359
	裾野市	241,769	533	374	95	65	117,247	123,989
	三島市	402,207	2,857	2,642	215	—	126,007	273,343
	長泉町	326,243	775	766	9	—	235,715	89,753
	小山町	121,269	512	416	57	39	56,541	64,216
	清水町	130,502	73	72	1	—	54,384	76,045

- (注) 1 数値は、「平成29年度しずおかけん」による。
 2 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	就業者総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	漁 業			
総 数	459,745	11,174	10,303	321	550	154,507	277,871	
市 町 村 別 内 訳	沼 津 市	96,826	2,516	2,039	48	429	28,739	60,766
	富 士 宮 市	65,040	2,236	2,091	99	46	26,504	34,034
	富 士 市	122,353	2,384	2,268	67	49	46,435	69,684
	御 殿 場 市	46,359	1,198	1,146	48	4	13,167	30,788
	裾 野 市	26,947	570	549	17	4	10,556	15,128
	三 島 市	54,290	1,240	1,225	10	5	14,532	36,726
	長 泉 町	21,092	421	415	4	2	7,107	12,622
	小 山 町	10,664	443	413	27	3	2,515	7,671
	清 水 町	16,174	166	157	1	8	4,952	10,452

(注) 1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告書(総務省統計局)」による。
 2 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況
 (1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		14,836.22	2,516	38	93.89	1		67.99			120.74	1		168.86	6	1		
立木地	総数	総数	13,977.33	2,514	38	93.89	1		67.99			120.74	1		168.86	6	1	
		針	9,224.75	1,994	36	74.55	1		67.99			75.87			91.35	3		
		広	4,752.58	520	2	19.34						44.87			77.51	3		
	人工林	総数	総数	8,164.20	1,806	36	86.76			67.99			48.36			124.33	4	
			針	7,488.61	1,710	35	73.51			67.99			46.17			85.88	3	
			広	675.59	96	1	13.25						2.19			38.45	1	
		育成 単層林	総数	7,711.17	1,717	36	73.86			67.99			48.36			117.03	4	
			針	7,240.78	1,647	35	73.51			67.99			46.17			83.49	3	
			広	470.39	70	1	0.35						2.19			33.54	1	
		育成 複層林	総数	(32.54)														
			針	453.03	89	1	12.90									7.30		
			広	247.83	63											2.39		
	天然林	総数	総数	5,813.13	708	2	7.13	1				72.38			44.53	2		
			針	1,736.14	284	1	1.04	1				29.70			5.47			
			広	4,076.99	424	1	6.09					42.68			39.06	1		
		育成 単層林	総数	33.33	8													
			針	20.66	5													
			広	12.67	3													
育成 複層林		総数	186.57	19							6.20			19.50	1			
		針	54.06	6							1.86			5.18				
		広	132.51	12							4.34			14.32				
天然 生林		総数	5,593.23	682	1	7.13	1				66.18			25.03	1			
		針	1,661.42	273	1	1.04	1				27.84			0.29				
		広	3,931.81	409	1	6.09					38.34			24.74	1			
竹林																		
無立木地		858.89	1															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		331.26	15	1	223.39	19	1	290.34	39	2	356.50	58	3	407.05	84	3		
立木地	総数	総数	331.26	15	1	223.39	19	1	290.34	39	2	356.50	58	3	407.05	84	3	
		針	204.83	9	1	200.41	18	1	283.03	38	2	352.75	58	3	392.79	83	3	
		広	126.43	6		22.98	2		7.31	1		3.75			14.26	2		
	人工林	総数	総数	203.26	9	1	217.25	19	1	288.78	39	2	352.70	58	3	387.45	77	3
			針	163.42	7	1	199.61	17	1	282.87	38	2	352.35	58	3	385.04	76	3
			広	39.84	2		17.64	2		5.91			0.35			2.41		
		育成 単層林	総数	166.01	8	1	204.53	18	1	285.69	39	2	351.03	58	3	385.70	76	3
			針	152.15	7	1	195.45	17	1	281.09	38	2	350.80	58	3	384.17	76	3
			広	13.86	1		9.08	1		4.60			0.23			1.53		
	育成 複層林	総数	37.25	2		12.72	2		3.09			1.67			1.75			
		針	11.27			4.16			1.78			1.55			0.87			
		広	25.98	1		8.56	1		1.31			0.12			0.88			
	天然林	総数	総数	128.00	6		6.14			1.56			3.80			19.60	8	
			針	41.41	2		0.80			0.16			0.40			7.75	6	
			広	86.59	4		5.34			1.40			3.40			11.85	1	
育成 単層林		総数																
		針																
		広																
育成 複層林		総数	62.10	3		3.99			0.36			1.32			0.07			
		針	13.60	1		0.80			0.12			0.40			0.03			
		広	48.50	2		3.19			0.24			0.92			0.04			
天然 生林		総数	65.90	3		2.15			1.20			2.48			19.53	8		
		針	27.81	1					0.04						7.72	6		
		広	38.09	2		2.15			1.16			2.48			11.81	1		
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数	909.08	184	6	1,194.20	290	8	907.11	229	5	806.02	207	3	927.30	221	3			
総数	総数	909.08	184	6	1,194.20	290	8	907.11	229	5	806.02	207	3	927.30	221	3		
	針	816.13	177	6	1,133.07	282	7	858.33	223	5	715.42	190	3	782.56	201	2		
	広	92.95	7		61.13	8		48.78	6		90.60	17		144.74	21			
立木地	人工林	総数	総数	807.31	177	6	1,132.19	280	7	867.10	224	5	794.17	206	3	866.64	214	3
			針	800.68	176	6	1,109.45	276	7	841.80	220	4	713.03	190	3	763.83	198	2
			広	6.63	1		22.74	4		25.30	4		81.14	16		102.81	16	
	育成層林	総数	800.12	176	6	1,131.47	280	7	859.10	221	4	792.68	206	3	828.83	206	2	
		針	793.89	175	6	1,109.20	276	7	837.64	218	4	712.56	190	3	741.83	193	2	
		広	6.23	1		22.27	4		21.46	3		80.12	16		87.00	13		
	育成層林	(1.64)			(2.84)			(1.47)										
		総数	7.19	1		0.72	1		8.00	2		1.49			37.81	7		
		針	6.79	1		0.25			4.16	2		0.47			22.00	5		
広	0.40			0.47			3.84	1		1.02			15.81	2				
天然林	総数	総数	101.77	7		62.01	10		40.01	5		11.85	1		60.66	8		
		針	15.45	1		23.62	5		16.53	3		2.39			18.73	3		
		広	86.32	6		38.39	4		23.48	2		9.46	1		41.93	5		
	育成層林	総数				33.33	8											
		針				20.66	5											
		広				12.67	3											
	育成層林	総数	1.15			7.13	1		12.72	1		0.10			15.06	2		
		針	0.18			2.06			2.85			0.05			6.46	1		
		広	0.97			5.07	1		9.87	1		0.05			8.60	1		
	天然林	総数	100.62	7		21.55	1		27.29	4		11.75	1		45.60	6		
		針	15.27	1		0.90			13.68	3		2.34			12.27	2		
		広	85.35	6		20.65	1		13.61	1		9.41	1		33.33	4		
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		279.46	67	1	563.54	126	1	384.50	91		571.32	141	1	321.50	65			
立木地	総数	総数	279.46	67	1	563.54	126	1	384.50	91		571.32	141	1	321.50	65		
		針	214.24	61	1	429.85	112	1	263.54	77		429.54	121	1	175.11	49		
		広	65.22	6		133.69	14		120.96	14		141.78	20		146.39	16		
	人工林	総数	総数	229.80	63	1	401.98	103	1	235.82	72		476.84	127	1	213.27	54	
			針	210.17	60	1	357.34	96	1	203.28	67		388.67	112	1	164.87	47	
			広	19.63	3		44.64	7		32.54	6		88.17	14		48.40	7	
		育成 単層林	総数	220.69	61	1	371.86	95	1	206.07	65		394.67	104		160.32	43	
			針	204.54	59	1	340.13	91	1	187.33	61		335.85	95		133.61	39	
			広	16.15	3		31.73	4		18.74	4		58.82	9		26.71	4	
	育成 複層林	総数				(6.43)			(3.11)			(12.48)						
		針	9.11	2		30.12	7		29.75	7		82.17	22		52.95	10		
		広	5.63	1		17.21	5		15.95	5		52.82	17		31.26	7		
	天然林	総数	総数	49.66	4		161.56	23		148.68	19		94.48	15		108.23	11	
			針	4.07	1		72.51	16		60.26	10		40.87	9		10.24	2	
			広	45.59	3		89.05	8		88.42	9		53.61	6		97.99	9	
育成 単層林		総数																
		針																
		広																
育成 複層林		総数	6.50	1		2.76			7.38	1		8.39	1		6.29	2		
		針	2.13			0.95			3.98			2.29			1.64			
		広	4.37	1		1.81			3.40			6.10	1		4.65	1		
天然 生林		総数	43.16	2		158.80	23		141.30	18		86.09	14		101.94	9		
		針	1.94			71.56	15		56.28	10		38.58	9		8.60	2		
		広	41.22	2		87.24	7		85.02	8		47.51	5		93.34	8		
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		20 齡級			21 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		389.15	65		4,664.13	605		
立木地	総数	総数	389.15	65	4,664.13	605		
		針	169.68	38	1,493.71	254		
		広	219.47	27	3,170.42	351		
	人工林	総数	総数	117.53	29	244.67	52	
			針	86.73	24	191.92	44	
			広	30.80	5	52.75	8	
		育成 単層林	総数	78.79	20	166.37	37	
			針	64.45	18	144.93	34	
			広	14.34	2	21.44	3	
	育成 複層林		(2.72)		(3.49)			
		総数	38.74	9	78.30	15		
		針	22.28	6	46.99	11		
		広	16.46	3	31.31	5		
	天然林	総数	総数	271.62	36	4,419.46	553	
			針	82.95	14	1,301.79	210	
広			188.67	22	3,117.67	343		
育成 単層林		総数						
		針						
		広						
育成 複層林		総数	2.46	1	23.09	4		
		針	0.71		8.77	1		
		広	1.75		14.32	2		
天然 生林		総数	269.16	35	4,396.37	549		
		針	82.24	14	1,293.02	209		
		広	186.92	22	3,103.35	341		
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

区分			立木地						無立木地等					計		
			人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の地	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林								
制限林	面積	針	7,191.88	247.83	7,439.71	20.66	54.06	1,650.25	1,724.97	9,164.68						
		広	458.34	205.20	663.54	12.67	132.51	3,912.70	4,057.88	4,721.42						
		計	7,650.22	453.03	8,103.25	33.33	186.57	5,562.95	5,782.85	13,886.10	116.24	55.06		519.86	691.16	14,577.26
	材積	針	1,628,542	62,791	1,691,333	4,668	6,128	266,232	277,028	1,968,361		649		457	1,106	1,969,467
		広	68,382	26,241	94,623	2,852	12,415	407,170	422,437	517,060		106		161	267	517,327
		計	1,696,924	89,032	1,785,956	7,520	18,543	673,402	699,465	2,485,421		755		618	1,373	2,486,794
	成長量	針	34,676.9	475.1	35,152.0	130.7	119.5	341.2	591.4	35,743.4						35,743.4
		広	647.4	191.5	838.9	39.9	176.7	479.0	695.6	1,534.5						1,534.5
		計	35,324.3	666.6	35,990.9	170.6	296.2	820.2	1,287.0	37,277.9						37,277.9
普通林	面積	針	48.90		48.90			11.17	11.17	60.07						
		広	12.05		12.05			19.11	19.11	31.16						
		計	60.95		60.95			30.28	30.28	91.23				167.73	167.73	258.96
	材積	針	18,656		18,656			7,100	7,100	25,756						25,756
		広	1,251		1,251			1,915	1,915	3,166						3,166
		計	19,907		19,907			9,015	9,015	28,922						28,922
	成長量	針	262.1		262.1			313.0	313.0	575.1						575.1
		広	11.3		11.3			33.5	33.5	44.8						44.8
		計	273.4		273.4			346.5	346.5	619.9						619.9
計	面積	針	7,240.78	247.83	7,488.61	20.66	54.06	1,661.42	1,736.14	9,224.75						
		広	470.39	205.20	675.59	12.67	132.51	3,931.81	4,076.99	4,752.58						
		計	7,711.17	453.03	8,164.20	33.33	186.57	5,593.23	5,813.13	13,977.33	116.24	55.06		687.59	858.89	14,836.22
	材積	針	1,647,198	62,791	1,709,989	4,668	6,128	273,332	284,128	1,994,117		649		457	1,106	1,995,223
		広	69,633	26,241	95,874	2,852	12,415	409,085	424,352	520,226		106		161	267	520,493
		計	1,716,831	89,032	1,805,863	7,520	18,543	682,417	708,480	2,514,343		755		618	1,373	2,515,716
	成長量	針	34,939.0	475.1	35,414.1	130.7	119.5	654.2	904.4	36,318.5						36,318.5
		広	658.7	191.5	850.2	39.9	176.7	512.5	729.1	1,579.3						1,579.3
		計	35,597.7	666.6	36,264.3	170.6	296.2	1,166.7	1,633.5	37,897.8						37,897.8

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分		立木地							無立木地等					計		
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の地	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
沼津市	面積	針	810.50	33.54	844.04		6.91	8.11	15.02		859.06						
		広	54.34	32.91	87.25		15.35	325.57	340.92		428.17						
		計	864.84	66.45	931.29		22.26	333.68	355.94		1,287.23	12.14	4.66		54.78	71.58	1,358.81
	材積	針	198,669	6,901	205,570		744	1,317	2,061		207,631						207,631
		広	7,711	3,559	11,270		1,257	31,522	32,779		44,049						44,049
		計	206,380	10,460	216,840		2,001	32,839	34,840		251,680						251,680
	成長量	針	4,229.2	54.5	4,283.7		20.4	7.0	27.4		4,311.1						4,311.1
		広	69.5	20.9	90.4		21.7	40.1	61.8		152.2						152.2
		計	4,298.7	75.4	4,374.1		42.1	47.1	89.2		4,463.3						4,463.3
富士宮市	面積	針	3,132.39	151.88	3,284.27	20.66	37.08	942.14	999.88		4,284.15						
		広	294.45	127.01	421.46	12.67	83.65	1,415.05	1,511.37		1,932.83						
		計	3,426.84	278.89	3,705.73	33.33	120.73	2,357.19	2,511.25		6,216.98	29.36	5.97		297.84	333.17	6,550.15
	材積	針	712,823	40,779	753,602	4,668	4,395	156,018	165,081		918,683		10		457	467	919,150
		広	46,120	16,931	63,051	2,852	8,267	149,701	160,820		223,871				161	161	224,032
		計	758,943	57,710	816,653	7,520	12,662	305,719	325,901		1,142,554		10		618	628	1,143,182
	成長量	針	13,745.0	304.2	14,049.2	130.7	66.9	77.8	275.4		14,324.6						14,324.6
		広	423.1	129.0	552.1	39.9	108.5	210.8	359.2		911.3						911.3
		計	14,168.1	433.2	14,601.3	170.6	175.4	288.6	634.6		15,235.9						15,235.9
富士市	面積	針	891.70	3.70	895.40		7.11	242.64	249.75		1,145.15						
		広	34.60	4.88	39.48		21.28	545.71	566.99		606.47						
		計	926.30	8.58	934.88		28.39	788.35	816.74		1,751.62	31.78	5.95		80.81	118.54	1,870.16
	材積	針	169,257	340	169,597		582	35,219	35,801		205,398		45			45	205,443
		広	4,626	284	4,910		1,652	61,280	62,932		67,842		2			2	67,844
		計	173,883	624	174,507		2,234	96,499	98,733		273,240		47			47	273,287
	成長量	針	4,520.7	14.6	4,535.3		23.7	116.1	139.8		4,675.1						4,675.1
		広	61.8	7.3	69.1		30.8	37.5	68.3		137.4						137.4
		計	4,582.5	21.9	4,604.4		54.5	153.6	208.1		4,812.5						4,812.5
御殿場市	面積	針	702.92	13.40	716.32			108.73	108.73		825.05						
		広	31.83	9.32	41.15		3.33	362.37	365.70		406.85						
		計	734.75	22.72	757.47		3.33	471.10	474.43		1,231.90	4.15	8.46		49.29	61.90	1,293.80
	材積	針	168,984	3,824	172,808			13,448	13,448		186,256		455			455	186,711
		広	4,691	1,629	6,320		216	37,938	38,154		44,474		89			89	44,563
		計	173,675	5,453	179,128		216	51,386	51,602		230,730		544			544	231,274
	成長量	針	2,742.8	38.7	2,781.5			18.7	18.7		2,800.2						2,800.2
		広	36.1	12.4	48.5		2.2	45.3	47.5		96.0						96.0
		計	2,778.9	51.1	2,830.0		2.2	64.0	66.2		2,896.2						2,896.2

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
裾野市	面積	針	394.33	8.89	403.22			108.00	108.00		511.22						
		広	18.38	7.68	26.06		0.25	426.59	426.84		452.90						
		計	412.71	16.57	429.28		0.25	534.59	534.84		964.12	7.38	24.17		34.23	65.78	1,029.90
	材積	針	94,325	1,873	96,198		1	16,280	16,281		112,479		139			139	112,618
		広	1,745	769	2,514		6	39,123	39,129		41,643		15			15	41,658
		計	96,070	2,642	98,712		7	55,403	55,410		154,122		154			154	154,276
	成長量	針	2,020.2	4.1	2,024.3			39.2	39.2		2,063.5						2,063.5
		広	19.5	7.8	27.3			24.3	24.3		51.6						51.6
		計	2,039.7	11.9	2,051.6			63.5	63.5		2,115.1						2,115.1
長泉町	面積	針	163.33	4.54	167.87		0.23	5.08	5.31		173.18						
		広	0.64	3.65	4.29		0.57	146.20	146.77		151.06						
		計	163.97	8.19	172.16		0.80	151.28	152.08		324.24				14.63	14.63	338.87
	材積	針	30,447	921	31,368		42	941	983		32,351						32,351
		広	108	338	446		105	14,789	14,894		15,340						15,340
		計	30,555	1,259	31,814		147	15,730	15,877		47,691						47,691
	成長量	針	1,045.5	4.9	1,050.4		0.3	0.4	0.7		1,051.1						1,051.1
		広	0.4	1.4	1.8		0.5	9.8	10.3		12.1						12.1
		計	1,045.9	6.3	1,052.2		0.8	10.2	11.0		1,063.2						1,063.2
小山町	面積	針	1,145.61	31.88	1,177.49		2.73	246.72	249.45		1,426.94						
		広	36.15	19.75	55.90		8.08	710.32	718.40		774.30						
		計	1,181.76	51.63	1,233.39		10.81	957.04	967.85		2,201.24	31.43	5.85		156.01	193.29	2,394.53
	材積	針	272,693	8,153	280,846		364	50,109	50,473		331,319						331,319
		広	4,632	2,731	7,363		912	74,732	75,644		83,007						83,007
		計	277,325	10,884	288,209		1,276	124,841	126,117		414,326						414,326
	成長量	針	6,635.6	54.1	6,689.7		8.2	395.0	403.2		7,092.9						7,092.9
		広	48.3	12.7	61.0		13.0	144.7	157.7		218.7						218.7
		計	6,683.9	66.8	6,750.7		21.2	539.7	560.9		7,311.6						7,311.6
森林計画計	面積	針	7,240.78	247.83	7,488.61	20.66	54.06	1,661.42	1,736.14		9,224.75						
		広	470.39	205.20	675.59	12.67	132.51	3,931.81	4,076.99		4,752.58						
		計	7,711.17	453.03	8,164.20	33.33	186.57	5,593.23	5,813.13		13,977.33	116.24	55.06		687.59	858.89	14,836.22
	材積	針	1,647,198	62,791	1,709,989	4,668	6,128	273,332	284,128		1,994,117		649		457	1,106	1,995,223
		広	69,633	26,241	95,874	2,852	12,415	409,085	424,352		520,226		106		161	267	520,493
		計	1,716,831	89,032	1,805,863	7,520	18,543	682,417	708,480		2,514,343		755		618	1,373	2,515,716
	成長量	針	34,939.0	475.1	35,414.1	130.7	119.5	654.2	904.4		36,318.5						36,318.5
		広	658.7	191.5	850.2	39.9	176.7	512.5	729.1		1,579.3						1,579.3
		計	35,597.7	666.6	36,264.3	170.6	296.2	1,166.7	1,633.5		37,897.8						37,897.8

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村											
	沼津市	富士宮市	富士市	御殿場市	裾野市	長泉町						
保安林	水源かん養保安林	1,285.24	6,393.94	1,848.18	1,265.54	752.29				331.93		
	土砂流出防備保安林		47.11			271.18						
	土砂崩壊防備保安林											
	飛砂防備保安林											
	防風保安林											
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林											
	干害防備保安林											
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林											
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
	航行目標保安林											
保健保安林	(221.63)	(2,560.42)	0.13	(662.11)	(275.74)	(587.20)			(83.98)			
風致保安林												
計	(221.63)	1,285.24	(2,560.42)	6,441.18	(662.11)	1,848.18	(275.74)	1,265.54	(587.20)	1,023.47	(83.98)	331.93
保安施設地区												
砂防指定地			(15.38)	0.08								
国立公園	特別保護地区		(74.89)	26.37	(3.01)							
	第一種特別地域		(563.91)		(58.75)	(40.32)	0.06	(25.71)		0.57		
	第二種特別地域	(0.78)	(726.32)	9.38	(295.57)	(59.93)	2.33	(88.16)				
	第三種特別地域		(1,145.54)	8.61	(181.53)	(208.02)	9.27	(42.44)		0.41		
	地種区分未定地域											
計	(0.78)	(2,510.66)	44.36	(538.86)		(308.27)	11.66	(156.31)		0.98		
国定公園	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
	計											
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区	(221.63)							(252.08)		(68.77)		
鳥獣保護区特別保護地区		(1,400.87)		(357.33)	(103.46)			(314.41)				
緑地保全地区												
風致地区												
特別母樹林												
史跡名勝天然記念物		(1,511.20)		(357.33)	(1.94)			(88.12)				
種の保存法による管理地区												
その他												
合計	(444.04)	1,285.24	(7,998.53)	6,485.62	(1,915.63)	1,848.18	(689.41)	1,277.20	(1,398.12)	1,024.45	(152.75)	331.93

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

単位 面積：ha

区分		市町村			
		小山町		合計	
保安林	水源かん養保安林		2,234.55		14,111.67
	土砂流出防備保安林				318.29
	土砂崩壊防備保安林				
	飛砂防備保安林				
	防風保安林				
	水害防備保安林				
	潮害防備保安林				
	干害防備保安林				
	防雪保安林				
	防霧保安林				
	なだれ防止保安林				
	落石防止保安林				
	防火保安林				
	魚つき保安林				
	航行目標保安林				
	保健保安林	(57.05)		(4,448.13)	0.13
風致保安林					
計	(57.05)	2,234.55	(4,448.13)	14,430.09	
保安施設地区					
砂防指定地				(15.38)	0.08
国立公園	特別保護地区	(26.79)	1.81	(104.69)	28.18
	第一種特別地域	(92.11)	44.86	(780.80)	45.49
	第二種特別地域			(1,170.76)	11.71
	第三種特別地域	(68.74)	13.82	(1,646.27)	32.11
	地種区分未定地域				
計	(187.64)	60.49	(3,702.52)	117.49	
国定公園	特別保護地区				
	第一種特別地域				
	第二種特別地域				
	第三種特別地域				
	地種区分未定地域				
計					
都道府県立自然公園	第一種特別地域				
	第二種特別地域				
	第三種特別地域				
	地種区分未定地域				
	計				
原生自然環境保全地域					
自然環境保全地域特別地区					
都道府県自然環境保全地域特別地区		(204.91)	0.31	(747.39)	0.31
鳥獣保護区特別保護地区		(304.98)	29.11	(2,481.05)	29.11
緑地保全地区					
風致地区					
特別母樹林					
史跡名勝天然記念物		(206.10)	0.18	(2,164.69)	0.18
種の保存法による管理地区					
その他					
合計		(960.68)	2,324.64	(13,559.16)	14,577.26

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹材種別材積表

単位 材積：千m³

樹種 林種	総数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ	その他 針葉樹
総数	2,513	1,993	104	1,068	6	104	474	237
人工林	1,806	1,710	103	1,058	5	100	395	49
天然林	709	284	1	10	1	5	80	188

樹種 林種	広葉樹計	ブナ	ケヤキ	ミズナラ	その他 広葉樹
総数	520	54	5	10	451
人工林	96	0	2	0	94
天然林	424	54	3	10	357

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種類	荒廃地	荒廃危険地
総数	63	—
市 町 村 別 内 訳	沼津市	1
	富士宮市	30
	富士市	—
	御殿場市	1
	裾野市	2
	三島市	—
	長泉町	1
	小山町	29
	清水町	—

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	生物の害					森林火災					その他の害				
	H28	H29	H30	H31	R2	H28	H29	H30	H31	R2	H28	H29	H30	H31	R2
総数	11	19	18	1	3	—	—	—	—	—	—	7	32	—	—

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数		6組合	4,530	39	95,280	29,833	
森林組合	沼津市	愛鷹山	—	—	—	—	
		戸田	—	—	—	—	
	御殿場市	御殿場市	—	—	—	—	
	裾野市	裾野市	—	—	—	—	
	富士宮市	富士	—	—	—	—	
	富士市	富士市	—	—	—	—	
総数			—	—	—	—	

(注) 「林業振興課調べ(平成30年度)」による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分		造林業 (林業経営体)	素材産業	木材卸売業 (うち素材市売市場)	木材・木製品製造業		その他
					製造業	その他 (きのこ生産者数)	
総数		379	37	1	32	31	—
市町村別 内訳	沼津市	21	3	—	4	2	—
	富士宮市	87	12	—	3	—	—
	富士市	63	7	1	13	4	—
	御殿場市	82	7	—	6	—	—
	裾野市	63	1	—	—	2	—
	三島市	8	1	—	2	3	—
	長泉町	5	1	—	—	2	—
	小山町	48	5	—	2	18	—
	清水町	2	—	—	2	—	—

(注) 林業経営体：「2015年農林業センサス」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調査年	平成22年	平成27年
労働者数	327	321

(注) 「平成27年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	グラブブロー
7	21	28	1	5	1

スキッド
1

(注) 「令和元年度林業機械の保有状況調査（林業振興課調べ）」による。

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は219.8kmで林道密度は14.8m/haとなっている。

なお、当計画においては、55.5kmの林道と林業専用道の開設及び1.4kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	206	96	110	165	77	88	80	80	80
針 葉 樹	202	92	110	162	75	87	80	82	79
広 葉 樹	5	4	1	3	2	1	58	59	57

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,203	776	65

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
184	112	61	184	111	60	—	2	—

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 (路 線 数)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	27	6	22	33	8	24
うち林業専用道	27	6	22	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	98.89	—	—	—	—	—
水 源 かん 養 保 安 林	98.89	—	—	—	—	—

イ 保安施設地区の面積
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	20	14	70

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地 及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	—	—

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	0.21	0.21

6 森林資源の推移
 (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	258	238	163	151	140	127	90	80
		針葉樹	244	227	155	143	133	120	86	76
		広葉樹	14	10	9	8	8	7	5	4
	主伐	総数	115	117	62	61	61	61	41	41
		針葉樹	108	112	58	57	57	57	38	38
		広葉樹	7	5	4	4	4	4	3	3
	間伐	総数	143	120	101	90	79	66	49	39
		針葉樹	136	115	97	86	76	63	47	37
		広葉樹	6	5	5	4	4	3	2	2
造林面積	総数	331	329	281	229	227	226	178	151	
	人工造林	275	329	275	217	215	213	167	140	
	天然更新	55	0	6	12	12	12	11	11	

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積:ha 材積:千m³

区 分		面 積									材 積	
		総 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15齡級 以 上		
第 I 分期	総 数	13,977	162	290	555	647	1,316	2,101	1,733	7,174	2,514	
	人工林	総数	8,164	155	173	421	641	1,195	1,999	1,661	1,920	1,806
		育成単層林	7,711	142	165	371	637	1,186	1,991	1,622	1,599	1,717
		育成複層林	453	13	7	50	5	9	9	39	321	89
	天然林	総数	5,813	7	117	134	5	121	102	73	5,254	708
		育成単層林	33	0	0	0	0	0	33	0	0	8
		育成複層林	187	0	26	66	2	1	20	15	57	19
天然生林		5,593	7	91	68	4	120	49	57	5,197	682	
第 III 分期	総 数	13,874	653	162	290	555	647	1,267	1,928	8,372	2,584	
	人工林	総数	8,022	598	155	173	421	641	1,146	1,826	3,063	1,854
		育成単層林	7,564	585	142	165	371	637	1,137	1,819	2,708	1,748
		育成複層林	459	13	13	7	50	5	8	7	355	106
	天然林	総数	5,851	55	7	117	134	5	121	102	5,309	730
		育成単層林	33	0	0	0	0	0	0	33	0	4
		育成複層林	187	0	0	26	66	2	1	20	72	23
天然生林		5,631	55	7	91	68	4	120	49	5,237	703	
第 V 分期	総 数	13,915	510	653	162	289	547	605	1,192	9,957	2,608	
	人工林	総数	8,070	492	598	155	173	413	600	1,071	4,569	1,868
		育成単層林	7,602	478	585	142	165	363	595	1,063	4,209	1,759
		育成複層林	469	14	13	13	7	50	4	8	360	108
	天然林	総数	5,845	18	55	7	117	134	5	121	5,388	740
		育成単層林	25	-8	0	0	0	0	0	0	33	3
		育成複層林	196	10	0	0	26	66	2	1	92	25
天然生林		5,624	16	55	7	91	68	4	120	5,263	712	
第 VII 分期	総 数	13,917	453	510	653	162	285	520	566	10,768	2,602	
	人工林	総数	8,063	428	492	598	155	169	387	561	5,274	1,854
		育成単層林	7,585	416	478	585	142	161	337	557	4,910	1,744
		育成複層林	477	13	14	13	13	7	50	4	364	110
	天然林	総数	5,854	25	18	55	7	116	133	5	5,495	748
		育成単層林	33	8	-8	0	0	0	0	0	33	4
		育成複層林	205	9	10	0	0	26	66	2	93	26
天然生林		5,616	8	16	55	7	91	67	4	5,368	718	
第 IX 分期	総 数	13,943	329	453	510	653	160	277	502	11,059	2,628	
	人工林	総数	8,083	307	428	492	598	153	161	369	5,574	1,874
		育成単層林	7,600	298	416	478	585	140	154	320	5,209	1,761
		育成複層林	483	9	13	14	13	13	7	49	365	112
	天然林	総数	5,860	22	25	18	55	7	116	133	5,485	755
		育成単層林	41	8	8	-8	0	0	0	0	33	5
		育成複層林	211	6	9	10	0	0	26	66	95	27
天然生林		5,608	8	8	16	55	7	90	67	5,357	722	

(注) 1 齡級を 5 年とし、アラビア数字を用い 1 年生から 5 年生までを 1 齡級、6 年生から 10 年生までを 2 齡級、以下順次 3、4 齡級とする。